

令和元年度

第24回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月31日（金）午後1時30分～午後2時10分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 議員控室
3. 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤 秀徳	出	8	友重 誠一	出
2	泉 信之	出	9	熊野 信夫	出
3	門 茂子	出	10	加島 富浩	出
4	村上 浩保	出	11	荻野 滋雄	出
5	嘉藤 勝広	出	12	根本 篤和	出
6	竹下 昌徳	出	13	松崎 文一	出
7	宝田 幸子	出	14	井下 睦男	出

4. 議事日程 議案第1号 土地の現況証明願について
議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画の作成の要請について
議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
5. 臨席者
6. 事務局 渡辺良英事務局長 寺本恭啓係長 佐藤ひとみ事務員
7. 署名委員 議席7番 宝田 幸子 議席8番 友重 誠一

局長	<p>皆さんお忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>定刻前ですが皆さんお揃いですので只今から第 24 回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。</p> <p>それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p> <p>(挨拶要旨)</p>
井下会長	<p>1 春先の天候が順調であることからビート、馬鈴薯、デントコーン及び豆類等の蒔き付け作業も順調に進んでいるものと思っております。強風や雨不足等の心配がありましたが、本町は強風についてもさほどではなく、また適度に雨も降ったことから、生育等は順調ではないのかと思っております。</p> <p>2 5月26日から28日まで全国農業委員会会長大会等に参加してきました。例年同様、道選出国會議員への要請集会、國會議員への要請活動等に参加させていただきましたことを報告させていただきます。</p>
局長	<p>ありがとうございました。それではこの後は、井下会長の進行により総会を進めてまいります。</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。議席番号7番宝田委員、8番友重委員にお願い致します。経過報告を事務局からお願いします。</p>
局長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議長	<p>はい。只今、経過報告がありましたが、ご質問等ありませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>それでは議事に入らせていただきます。議案第1号「土地の現況証明願について」を議題と致します。事務局「番号1番」を説明願います。</p>
係長	<p>議案第1号土地の現況証明願についてご説明いたします。下記の土地の現況証明願がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>番号1番です。土地につきましては北栄 番地 ほか 筆、地目は公簿畑ですが、現況は農地・採草放牧地以外で、面積は合計で m²、調査地目は宅地です。土地所有者及び申請者は北栄 番地 さんで、申請目的</p>

	<p>は地目変更登記のためです。なお2ページに位置図を添付してございます。 以上で番号1番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、5月17日に現地調査を実施しております。地元委員であります村上委員からご説明願いたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>4番です。ただいま事務局から説明があったとおりでございます。この申請地につきましては、畑という状況ではなくなっているため、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、村上委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして3ページ議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。「番号1番から6番」の6件について一括審議願いたいと思います。事務局説明を願います。</p>
<p>係 長</p>	<p>議案第2号第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので審議を求めるものであります。番号1番から6番までの6件は基盤強化法による賃借権の設定がされておりました。6件すべて引き渡しを行う6か月以内の合意であり適正であると判断します。</p> <p>番号1番から番号4番の設定をしていた方は茂岩栄町 番地の さん、番号1番の設定を受けていた方は背負 番地 さんで、土地につきましては記載のとおりです。番号2番の設定を受けていた方は背負 番地 さんで、土地につきましては記載のとおりです。番号3番の設定を受けていた方は牛首別 番地 さんで、土地につきましては記載のとおりです。番号4番の設定を受けていた方は幌岡 番地 さんで、土地につきましては記載のとおりです。次に番号5番の設定を受けていた方は牛首別 番地 さん、設定をしていた方は幕別町札内新北町 番地 さん、土地につきましては記載のとおりです。次に番号6番の設定を受けていた方は礼文内 番地 さん、設定をしていた方は池田町字清見 番地 さん、土地につきましては記載のとおりです。番号1番から6番すべて賃貸人の都合により解約するもので合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和元年5月7日です。</p> <p>以上で番号1番から6番の説明を終わります。</p>

議	長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして5ページ議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。「番号1番」をご審議願いたいと思いますが、委員に關係する案件ですので、委員には退席をお願いします。暫時休憩いたします。
		(委員退席する。)
		再開します。事務局「番号1番」を説明願います。
係	長	議案第3号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。農地法第4条の規定による農地の転用許可申請があった下記の件について、農地法第4条第3項の規定により許可することについてご審議を求めるものでございます。 番号1番ですが、申請人は二宮 番地 さんで、土地は二宮 番地 の内で、地目は公簿、現況共に畑です。面積は m ² 、転用区分は永久転用です。転用の理由は格納庫を建設するための敷地に利用するものです。転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。 次に審査内容ですが6ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。事業費は 千円で、制度資金借入 千円、自己資金 千円の予定となっております。権利を有する者の同意ですが、抵当権者の から承諾書が添付されています。工期は許可の日から令和 年 月 日まで、申請面積の内 m ² が建築構築物敷地、 m ² が作業通路等敷地となっております。土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の3区分はすべて問題無いと思われま。7ページから9ページに位置図、配置図、求積図、立面図等を添付してございます。 以上で番号1番の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、5月17日に現地調査を実施しております。地元委員であります 委員が退席しておりますので、遠藤代理からご説明願います。
委	員	1番です。ただいま、事務局から説明があったとおりでして、規模拡大に伴い格納庫を建設するものであります。周辺農地にも支障をきたさないと思われま

	<p>すのでよろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>只今、遠藤代理から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(委員帰席する。)</p>
議 長	<p>再開します。 委員に申し上げますが、番号 1 番の件につきましては原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。</p> <p>続きまして 10 ページ議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」を説明願います。</p>
係 長	<p>議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条の規定による農地の転用許可申請があった下記の件について、ご審議を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番ですが、土地の所有者は二宮 番地 さん、転用者は茂岩末広町 番地 さんで、土地は二宮 番地 、地目は公簿、現況共に畑で面積は m²です。契約の内容は贈与で、転用区分は永久転用、計画内容は農家住宅の建築です。転用理由は後継者の婚姻により現在の住宅が狭隘となることから、隣接地であります当該農地を農家住宅用の新築敷地に利用するものです。転用許可基準の区分は第一種農地で、許可理由は農業を担うべき者の育成・確保のための施設用地です。</p> <p>次に審査内容ですが 11 ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内からの除外地です。事業費は 千円で、制度資金借入 千円、自己資金 千円となっております。工期は許可の日から令和 年 月 日まで、申請面積の内 m²が建築物敷地、 m²が通路等敷地となっております。土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の 3 区分はすべて問題無いと思われま。12 ページから 17 ページに位置図、配置図、求積図、平面図等を添付してございます。本案件の土地ですが平成 30 年 9 月の総会において農業振興地域整備計画の変更に関する意見についてご審議願いました土地であり、計画変更が決定されております。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、5 月 17 日に現地調査を実施しております。地元委員であります根本委員からご説明願いたいと思います。</p>

委員	12 番です。内容につきましては、事務局の方から説明がされたとおりでして、後継者の住宅ということなので特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。
議長	只今、根本委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして 18 ページ議案第 5 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題と致します。関連がありますので「番号 1 番、番号 2 番」の 2 件を一括ご審議願います。事務局説明願います。
係長	<p>議案第 5 号農用地利用集積計画の作成の要請についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは番号 1 番、2 番ですが、利用権の設定をする方は茂岩栄町 番地 番地 さん、番号 1 番の設定を受ける方は背負 番地 番地 さん、土地につきましては背負 番地 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m^2、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日、価格は総額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。番号 2 番の設定を受ける方は背負 番地 番地 さん、土地につきましては背負 番地 番地 番地 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m^2、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日、価格は総額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。</p> <p>21 ページに位置図を添付してございます。水玉模様で表示した部分は 1 番の申請地で、斜線で表示した部分は 2 番の申請地です。</p> <p>以上で番号 1 番、2 番の説明を終わります。</p>
議長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、5 月 17 日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長

	<p>には加島委員がなっております。加島委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委員	<p>10番です。ただいま事務局から詳細に説明があったとおりで、内容等も記載のとおりでして、1番、2番の案件ともに長年賃貸借をされておりまして、地域としても問題ないということなので、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>只今、加島委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がありますので「番号3番、番号4番」の2件を一括ご審議願います。事務局説明願います。</p>
係長	<p>番号3番、4番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は牛首別番地 さん、番号3番の設定をする方は茂岩栄町番地 さんで、土地につきましては背負番地 ほか 筆、地目は公簿畑及び用悪水路、現況畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日、価格は総額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。番号4番の設定をする方は幕別町札内新北町番地の さん、土地につきましては背負番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日、価格は総額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。</p> <p>22ページに位置図を添付してございます。斜線で表示した部分は3番の申請地で、水玉模様で表示した部分は4番の申請地です。</p> <p>以上で番号3番、4番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、5月17日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には竹下委員がなっております。竹下委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委員	<p>6番です。この案件につきましては、先ほど2号議案で合意解約された案件でありまして当日 さん、 さん共に出席されておりまして調整</p>

	<p>をさせていただきます。地元としても何ら問題がないということでございますのでご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、竹下委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号 5 番」をご審議願いたいと思いますが、委員に係る案件ですので、委員には退席をお願いします。 暫時休憩いたします。</p> <p>(委員退席する。)</p> <p>再開します。事務局「番号 5 番」を説明願います。</p>
係 長	<p>番号 5 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は豊頃 番地 さん、設定をする方は豊頃南町 番地 さんで、土地につきましては豊頃 番地の内ほか 筆、地目は公簿原野、現況畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。23 ページに位置図、24 ページ及び 25 ページに求積図を添付してございます。以上で番号 5 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、5 月 17 日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には荻野委員がなっております。荻野委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>11 番です。詳細はただいま事務局の説明があったとおりでありますが、さんが離農されて 2 年ほど使用されていなかった土地ですが、隣接しているさんが使用するというので地域的にも問題がないということですので、このように調整しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、荻野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>

議	長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩いたします。</p> <p>(委員帰席する。)</p> <p>再開します。 委員に申し上げますが、番号5番の件につきましては原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。</p> <p>続きまして事務局「番号6番」を説明願います。</p>
係	長	<p>番号6番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は礼文内番地 さん、設定をする方は池田町字清見 番地 さんで、土地につきましては礼文内 番地 ほか 筆、地目は公簿畑及び原野、現況畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日、価格は総額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。26ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号6番の説明を終わります。</p>
議	長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、5月17日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には熊野委員がなっております。熊野委員の方からご説明願いたいと思いません。</p>
委	員	<p>9番です。ただいま事務局から説明があったとおりで、長らく賃貸していましたが今回売買されるということで地域内でも問題ないということです。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議	長	<p>只今、熊野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思いません。ございませんか。</p>
委	員	<p>ありません。</p>
議	長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号7番」を説明願います。</p>
係	長	<p>番号7番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は長節 番 さん、設定をする方は茂岩栄町 番地 さんで、土地につきましては旅来 番地 、地目は公簿原野、現況畑で、面積は m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a当</p>

議 長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、5月17日に現地調査を実施しております。地元委員であります熊野委員からご説明願いたいと思います。
委 員	9番です。 の買入れから5年が経過し売買というこですので、何ら問題ありませんのでよろしくご審議をお願いします。
議 長	只今、熊野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号2番」を説明願います。
係 長	番号2番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は豊頃 番地 さん、設定を行う方は札幌市中央区北 条西 目 番地 です。土地につきましては幌岡 番地ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m ² です。利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日、価格は総額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。31ページに位置図を添付してございます。 本案件につきましても、農用地売買支援事業により、 から売渡しを受けるもので、5年間の保有期間を満たすことから、このたび取得されるものです。 以上で番号2番の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、5月17日に現地調査を実施しております。地元委員であります竹下委員からご説明願いたいと思います。
委 員	6番です。この案件につきましては、5年前に さんの離農により公社へ売渡しがされ、その後 さんが買受けするという事になっていたものです。期間が経過しこのようになっております。何ら問題ないのでご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	只今、竹下委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委 員	ありません。

議 長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。
局 長	以上をもちまして総会を終了させていただきます。 閉会にあたり 井下会長 からご挨拶をいただきます。 (閉会の挨拶) 閉 会